

裁判長
認 印

印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (才) 第 1 8 4 0 号 平成 2 2 年 (受) 第 2 2 2 3 号
決 定 日	平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	須 藤 正 彦 古 田 佑 紀 竹 内 行 夫 千 葉 勝 美
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 樋 田 敦 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 阿 部 裕 行 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 社 団 法 人 日 本 気 象 学 会 同 代 表 者 理 事 新 野 宏
原 判 決 の 表 示	東 京 高 等 裁 判 所 平 成 2 2 年 (ネ) 第 2 6 6 5 号 (平 成 2 2 年 8 月 2 5 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第2 理由 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 岩 井 正 印	

三行決定

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

三行決定 (さんぎょうけつてい、みくだりけつてい) とは、最高裁判所が毎年大量に出す例文棄却決定のこと。調書の形で出る場合と決定書の形で出る場合の2種類がある。

かつての三行判決同様、上告に必要な要件は法律上限定されているにも関わらず、最高裁判所が終審裁判所としての地位を有するために、下級審にて敗訴した当事者が徹底して争う場合には最高裁判所への上告ないしは上告受理の申立てがなされがちであることに由来する。

なお、元最高裁判事の伊藤正己 (学識経験者出身) によると、最高裁の判決・決定の9割以上が三行判決 (三行決定) ということである。

三行決定の例

決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間のaa高等裁判所平成yy年(ネ)第nn号損害賠償事件について、同裁判所が平成yy年m月dd日に言渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民訴法312条1項及び2項所定の事由に該当する場合に限られるところ、本件上告理由は違憲又は理由不備をいうが、実質は単なる法令違反をいうものに過ぎず、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立について

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たらない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成yy年mm月dd日

最高裁判所第n(1~3)小法廷

裁判長裁判官 以下5名

三行決定

「三行決定」の対抗策改訂版 / 裁判官国賠を支援する会 / 2003/07/30 23:32 /

「三行判決」今は「三行決定」に対する訴訟当事者の対策

伊藤正己先生の重大な内部告発によって、最高裁は、天皇および国民の信頼を平気で裏切ることがわかった以上、これが、改善される見込みがない現状としては、以下の対抗手段で臨むのが、望ましい。

1- 裁判は、2審までと割り切る。

2- 最高裁に対する上告は、一部請求とする。最高裁は、自判することはめったにないのであるから、1審の2倍も印紙を貼って、山口宏弁護士言葉を借りれば、「ケツ拭く価値もない」「三行決定」に期待しない。請求の趣旨は、「原判決を破棄し原審に差し戻すことを求める」とする。

訴額は、印紙500円分に相当するものに補正する。こうすれば、期待を裏切られることはないし、失望することもない。万が一、破棄差し戻しの判決が出たら、差し戻し審では、すでに印紙は、貼ってあるので、訴額は、元の額に補正すれば、無駄な金を支払う必要はない。

3- 最高裁で棄却されたら、確定後再審を起しもはやこれ以上、上訴できないところまでやり、その後「裁判官国賠」を提起する。

口頭弁論はここで開かれるので、これが実質的な最高裁上告審と気を引き締めて、取り組む。実質的理由を言わない最高裁より、ここに金と人と応援の依頼に力を注いだ方が、意味がある。

そもそも裁判官の職務行為に関する違法なり、過失は、主権者たる国民が裁くのが筋であるから、「裁判官国賠」を陪審員制にすることを訴え、この声を国民運動として司法改革の目玉にするように訴える。

4- 弁護士に依頼するときは、「三行決定」が出たときは、着手金を返還する旨契約書に書かせる。いままでは、最高裁は、法律判断が難しいので、素人では無理だと客を取り、「三行判決」が出ると「最高裁は忙しいからしょうがない」と着手金をふんだくっていた例が圧倒的に多い。

5- 「三行判決」をなくし、大審院のように、全判決負けても納得いく判決を出させるには、いろいろ方法があるが、最高裁だけは、完全成功報酬制にするよう法律で義務づければ、弁護士は勝たねば、1銭も入らないので、最高裁も動かさざるを得ないであろう。

[裁判を正す会](#)

[Home](#)
